

今年度の業務内容

1. 近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

令和元年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、変更事項の確認及び、新規事項について検討を行う。

調査は、環境省本省が秋頃実施する予定の調査に合わせて依頼を行う。

1) 令和元年度調査に引き続いて実施する調査項目

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信する。調査対象者は、環境省の委託業者に直接返信する。
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない（変更なしと記述）。
- ・昨年度から変更ある場合に、修正履歴が分かるように記述して回答する。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみとする。
- ・昨年度調査を進めるうえで判明した実務上の課題を考慮して実施する。

(1) 本業務でアンケート調査を実施

①災害廃棄物仮置場【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害発生時における廃棄物の仮置場又は候補地として選定している場所（ほかの使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む）等について整理する。

②し尿処理関連施設・資機材【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・簡易トイレの備蓄数、マンホールトイレの設置数、し尿運搬用バキューム車の保有数、し尿処理施設の数・規模等について整理する。

③災害時の応援に関する準備状況、派遣・調達可能な人材・資機材【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・派遣・調達が可能な人材・資機材や関連規定の整備等、被災市町村・府県の応援に関する準備状況について整理する。

(2) 環境省本省調査結果を活用する調査【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

①災害廃棄物処理に関する研修・訓練

- ・災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理する。

②自治体の一般廃棄物処理施設【府県、市町村、一部事務組合、民間企業等を対象】

- ・一般廃棄物処理施設（中間処理、最終処分等）の概要（処理方式、炉形式、処理能力、埋め立て面積・容量、残余容量・年数）等について整理する。

③災害時相互協定【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。

④災害廃棄物処理計画の策定状況等

- ・本ブロック協議会構成員についてはワーキングを通じて策定状況（策定の有無、策定予定など）を確認する。
- ・計画策定モデル事業の対象地域等のフォローアップ調査を実施する。
- ・本省の調査結果をもとに全国と近畿圏の進捗状況を整理する。

2) 追加調査

(1) 災害時における各種民間事業者との協定内容の分析及び手順の作成

- ・近年発生した災害後に協定を締結した事例や、災害廃棄物処理計画に位置付けた自治体の事例を対象にして、当該自治体における災害廃棄物処理で重要な民間事業者（廃棄物処理事業者（一般、産業）、建設事業者、セメント製造事業者など）と自治体の間で締結されている協定を収集する。
- ・実効性の高い協定に必要な、実施内容、費用、調整方法などの要素を抽出し、協定締結時に必要なチェックリストとして整理する。
- ・整理した結果をもとに、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和2年2月、環境省）などを参考に、協定の運用に関する事前及び事後に必要な対応を整理し、災害時における対応についての手順書を作成する。

(2) 公費解体に関する調査

- ・近畿6府県の解体業組合、建設業組合等への協力依頼により、災害時における公費解体に対応可能な事業者数、費用、公費解体への対応経験などを組合員へのアンケート調査もしくは組合へのヒアリングにより実態を把握し、自治体との契約や解体撤去作業に関する課題の洗い出しを行う。

(3) 災害廃棄物再生利用施設に関する調査

- ・中部地方環境事務所で今年度実施予定の調査と連携し、府県ワーキング等を活用して府県及び政令市において産業廃棄物、減量化対策として把握されている再資源化事業者リストの提供を依頼する。
- ・収集したリストは中部地方環境事務所と調整を図り、整理項目を可能な範囲で統一し、府県別に整理する。また、施設位置を南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震と重ね合わせ、被災リスクを把握する。
- ・再資源化事業者へのヒアリングにおいては、災害廃棄物の再生利用における処理上の課題や業務委託における課題などの項目について確認する。

2. 大規模災害時の災害廃棄物処理ケーススタディーの実施

以下の1)～4)により、昨年度実施したケーススタディーで挙げられた、下表の6つの課題へ対応する。また、近畿ブロックの南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震における災害廃棄物処理シミュレーションを実施することで、最適な処理期間及び処理スケジュールを整理する。

表 昨年度示された課題

- | |
|---------------------------------------|
| ① 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の受入体制確保⇒4) |
| ② 大阪湾広域臨海環境整備センターとの連携⇒3) |
| ③ 災害廃棄物処理可能量の偏在性の把握⇒3) |
| ④ 廃棄物処理施設の被災リスクを考慮した初動時の廃棄物処理体制の検討⇒4) |
| ⑤ 南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震における仮置場確保の考え方⇒2) |
| ⑥ 上町断層帯地震における災害廃棄物発生量の推計精度向上⇒1) |

1) 災害廃棄物発生量の推計

- ・近畿ブロックを対象とした簡易的な被害想定を実施し、当該結果を基に災害廃棄物発生量を再度推計する。推計に当たっては、災害廃棄物対策指針に示される手法に加え、「第2回 平成29年度災害廃棄物対策推進検討会」にて示された新たな手法も用いる。
- ・生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみは、「第2回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会」に示された手法を活用しての発生量を推計する。発生量は処理可能量と比較し、府県ごとの対応の可否を定量的に検討する。なお、南海トラフ巨大地震を対象とした場合でも推計し、「令和2年度大阪湾圏域における大規模災害に備

えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の調査検討モデル事業」に情報提供する。

2) 仮置場必要面積の推計

- ・仮置場の必要面積を推計するとともに、利用可能な公有地・民有地を抽出し、仮置場利用に関する課題を整理する。
- ・仮置場必要面積の推計は、災害廃棄物発生量の推計結果をふまえ、災害廃棄物対策指針技術資料に示される方法と、「平成 28 年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」に示される解体期間及び処理期間を考慮した方法の 2 種類で行う。
- ・利用可能な公有地・民有地は、国土交通省が公表している都市公園および工業用地の地図情報について、面積や主要道路までの距離により絞り込みを行い、震度や液状化等のハザード情報を重ね合わせて抽出する。また、衛星写真等を用いてオープンスペースの確認や、最寄りの各施設（一廃・産廃処理施設、緊急輸送道路等）までの距離の整理を行う。

3) 処理可能量の推計

- ・一般廃棄物処理実態調査結果や本業務で実施する調査結果、上町断層帯地震の被害想定等を反映し、最新の処理可能量（被災リスクを考慮した処理可能量を含む）を推計する。
- ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の受入れ可能量や、大阪湾圏域 BCP 事業の結果を活用した大阪湾広域臨海環境整備センターとの連携等も踏まえ、「1) 災害廃棄物発生量の推計」による発生量と比較検討することで、仮設炉の設置やブロックを跨ぐ広域処理の必要性を定量的に示す。

4) 南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震の処理期間及び処理スケジュールの整理

- ・1)～3) の検討及び過年度の検討結果を踏まえ、南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震の災害廃棄物処理について、「第 2 回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会」で四国ブロックを対象に実施された、可燃物及び不燃物の処理シミュレーションと同様の手法を用い、最適な処理期間及び処理スケジュールを提案するとともに、設定した期間内に処理を完了させるために必要な仮設炉の数や広域処理量を示す。

3. 他の地域ブロックとの連携の検討

行動計画の「今後の検討課題例」に示されている「近畿ブロックと他の地域ブロック間における具体的な受援/応援の方法」について、令和2年度は中部ブロック及び中四国ブロックとの連結について検討を行う。

中部地方環境事務所と2回、中四国地方環境事務所と2回、計4回の合同意見交換会を実施する。

検討課題は下表の例が想定されるが、合同意見交換会で協議のうえ検討する。

表 中部地方環境事務所、中四国地方事務所との連携における想定課題

①他ブロックにまたがる広域輸送

過去の災害事例（東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など）における鉄道広域輸送の実態（調整主体、手順など）を、関係者へのヒアリングなどにより把握し、地方環境事務所が果たすべき平時と災害時の役割を整理する。

②ブロックの県境における発災時の対応

中部地方環境事務所とは、ブロック間の滋賀県、三重県、福井県の県境に位置する市町村が中小規模の災害により被災した場合の対応について、行動計画などをもとに具体的な手順を検討する。

中四国地方環境事務所とは、兵庫県、岡山県、鳥取県、徳島県の県境市町村への移動距離について、職員を被災府県本庁舎へ派遣した場合、被災市町村庁舎への派遣した場合などにパターン分けを行ったうえで算出し、地域ブロックの外からの支援が早い自治体を抽出し、支援方法のあり方を検討する。

③ブロックの各種様式の対応

中部、中四国、近畿の各ブロックの情報伝達様式とその使用方法を整理する。情報伝達様式は、各ブロックの様式を比較して、使用時のメリット・デメリットを整理し、各様式の課題と改善策を検討する。

④災害廃棄物再生利用施設のリスト化

1. 2) (3)の「災害廃棄物再生利用施設に関する調査」により、再資源化事業者リストを整理する。政令市等が保有すると考えられる再生利用施設リストをもとに近畿圏及び中四国圏の事業者リストを作成するとともに、事業者に対するヒアリングや、本協議会の府県・政令市等のワーキングを通じた意見交換により、災害時のリスト活用や処理対応に係る課題を整理する。

⑤平成30年7月豪雨の被災都市に対する災害廃棄物発生量及び処理先アンケート

広島県、岡山県、愛媛県などの大規模な被害があった被災都市に対して、昨年度、近畿6府県で実施した内容と同様の調査を行い、整理を行う。

4. 情報伝達訓練の実施

情報伝達訓練は、『行動計画の大規模災害時の初動・応急対応期の検証』、『令和元年度訓練結果を踏まえて見直した報告様式の検証』、『訓練の運用に関する検証』の3点について確認することを目的として実施する。

令和2年度では、1日目は被害報告を午前、応援要請を午後に対応し、2日目はマッチング調整及び結果報告を午前に実施する。また、応援側と受援側のマッチングを行うための簡易ソフトを試行的に作成し、各種報告様式の有効性に係る検証も含めて、一連の訓練による成果・課題等を取りまとめる。

5. 行動計画の改定に向けた検討

昨年度の近畿ブロック協議会で示された行動計画における今後の課題と検討状況をもとに、今年度業務の成果や、今年度の災害による災害廃棄物処理の動向を踏まえ、行動計画（第2版）の点検表を作成する。作成にあたっては、近畿ブロック6府県の災害廃棄物処理計画と行動計画との関連について、行動計画の標準的な手順との関連に重点を置き、比較検証する。

6. 人材育成事業

「初動対応の手引き」（環境省災害廃棄物対策室）「災害廃棄物処理行政事務の手引き」（東北地方環境事務所）をベースとして、府県及び市町村の信任担当者に対して初動対応他、様々な災害廃棄物処理事業に関する内容に関する「災害廃棄物処理担当者（初任者）向け勉強会」を1回開催する。

災害廃棄物対策指針改定や災害関係補助事業等の行政の動向、及び東日本大震災・熊本地震等の大規模災害時における廃棄物処理の実態及び教訓等について情報を共有することを目的に、近畿ブロックの自治体の廃棄物担当者を主な対象とした「災害廃棄物対策に係るセミナー」を1回開催する。